

平成23年度

男女共同参画県外研究参加者募集

西原町では、男女共同参画社会を実現するために、交流推進フォーラム、日本女性会議へ町民を派遣しております。男女共同参画に関心のある方を広く募集しますので、ご希望される方は下記のとおりお申込ください。

男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム

女性のエンパワーメントを目指し、多くのワークショップあり

国立女性教育会館（埼玉県比企郡嵐山町）
平成23年8月26日（金）～8月28日（日）

日本女性会議2011

まつえ

～語ろう・紡ごう、
“だんだん”の縁（えに）を世界へ

（くにびきメッセ 島根県松江市）
平成23年10月14日（金）～10月16日（日）

申込方法：企画財政課男女共同参画係までお気軽にご連絡ください。
（所定の用紙をお渡しいたします。）

補助額：経費の1/2以内で予算の範囲内で補助いたします。

募集人員：各研修1名づつ

問合わせ先 西原町役場総務部企画財政課男女共同参画係 TEL 945-5340 FAX835-8166
e-mail: kouhou@town.nishihara.okinawa.jp

女性問題キーワード ②⑥ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）

今、輝いています 女と男

西原町議会ではじめての女性議長に就任されました
儀間信子議長からのご挨拶です。



西原町議会
議長 儀間信子

町民の皆様には、日々お元気でお過ごしのことと思います。初当選以来、早いもので6期目を迎えました。

365日の経過がこんなにも早いものかと、実際の折、驚きを禁じえません。その間、皆様には心強い貴重なご指導、ご助言、叱咤激励等をいただき、健康で覇気に満ち満ちて活動できました事に心から感謝を申し上げます。

以前の新聞報道に「男女共同参画の政策浸透度、那覇、西原トップ」という記事が掲載されました。三役や管理職の女性の割合、所管課の設置状況や、行動計画の策定状況等が高く評価された結果であり、町行政の女性行政に対する深いご理解があればこそと思います。

これまで「女性の視点から、男女共同社会の実現を！」をキャッチフレーズにして来た私としてはこの上ない大きな喜びでした。振り返ってみて、これまで町民の福祉の向上は勿論、子育てや女性の社会参画に自分なりに全力投球して参りましたが、男女の割合の差はまだあるにしても、社会全体のあらゆる場へ女性の登用・参画が進んでいるような思いがしております。

このような流れの中で、このたび西原町初の女性議長として重責を負うこととなり、その使命の重大さを痛感しているところであります。

また、平成23年2月1日に沖縄県都市計画審議委員の委嘱を受けることになりました。これまで、女性委員がいなかった中で、私を含めて4名が委員についたことはとても喜ばしく、ぜひ頑張りたいと思います。

今後とも、いろいろな方から教をいただきながら、与えられた職責をしっかりと全うしたいと考えております。近い将来、「女性初、男性初」という概念が社会からなくなり、男女が共に支えあう社会が実現することを願っております。



女と男の情報誌

平成23年4月 No.33

やがやー？本音でトーク！



伊志嶺雅子さんの講演



自治会長会



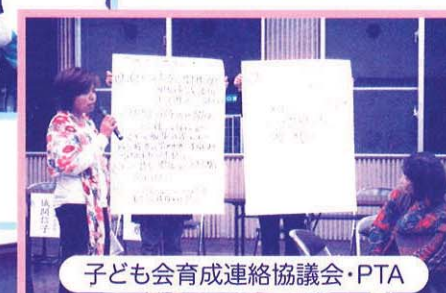
JA女性部・女性の翼 赤十字奉仕団



婦人連合会



生活研究会



子ども会育成連絡協議会・PTA



更正保護女性会



商工会



西原町役場職員



大城貴代子さんのまとめ

男女共同参画講演会 『男女共同参画ってぬーやがやー？本音でトーク！』 が開催されました！

男女共同参画ってよく耳にしますけど、あなたはどのくらい理解していますか？

このたび西原町と西原町女性団体連絡協議会は、平成23年3月18日（金）午後7時から「男女共同参画ってぬーやがやー？本音でトーク！」を開催しました。

第一部は沖縄県女性団体連絡協議会元会長の伊志嶺雅子さんをお招きし、沖縄県女団協の50年間の活動についてご講演いただきました。

第二部では、商工会やPTA、役場職員、各種団体などを8グループに分けて、日ごろの生活の中にある課題について本音で話し合い発表しました。最後は町さわふじ懇話会会長の大城貴代子さんによって「これからは男女共同参画社会に向けて、実践活動が大切です。お互いに男女が協力してよりよく生活する町を目指しましょう」とまとめていただきました。ご来場いただいたみなさま、ありがとうございました！

も
こ
じ

- 男女共同参画講演会……………1
- 平成22年度女性行政活動状況……………2
- 日本女性会議2010きょうと研修報告……………3

- 西原町男女共同参画推進条例要綱案について……………4～6
- 女団協だより……………7
- 今、輝いてます 女と男……………8

西原町男女共同参画行政の状況

平成22年度活動状況

6/22
～29

男女共同参画週間
パネル展示



12/8
～10

さわふじプラン地域
推進員全体会



6/27

西原町長杯
さわふじミックス
ダブルステニス大会



12/9

男女共同参画推進
条例学習会
講師・大城貴代子先生



11月
より

西原町イクメン集団
さわふじパパ研修会
開催



3/11

西原町さわふじ
懇話会



3/18

西原町男女共同参画
事業
男女共同参画
でめーやがやー? 本音
西原町・女団協共催



【研修報告】

「日本女性会議2010きょうと」 に参加して



開催日:平成22年10月1日(金)～3日(日)

場 所:国立京都国際会館(京都市)

参加者:與那嶺 絹子(女性の翼の会)

日本女性会議は、1975(S50)年の「国際婦人年」と、それに続く「国連婦人の10年」を記念し、1984(S59)年に名古屋市で第1回大会が開催されました。

以来、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者の相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的とした全国的規模の会議として定着しております。

今年は京都市で27回目の開催でした。「ひとりひとりが輝く・色彩あふれる世界へ」を大会テーマに平成22年10月1日(金)～10月3日(日)の間、国立京都国際会館にて開催されました。

第1日目の分科会は11のテーマに分かれて同時開催され、第2日目は開会式、基調報告、記念講演、パネルディスカッション、閉会式の日程でした。

内閣府男女共同参画局長 岡島敦子氏の基調報告のお話の中に、「男女共同参画を実現するためには、政府の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、さらには、国民一人ひとりが自らの課題と認識し、共に連携しながら、取り組んでいかなければなりません。」とありました。

記念講演では、千葉県的女性弁護士第1号として活躍しながらお二人のお子様を育て、仕事と家庭生活を両立してこられた渥美雅子さんと、それを仕事・家庭の両面から支えてこられた剛治さんご夫妻が、お二人のこれまでの経験談を講談でおもしろ、楽しく演技を披露してくれました。渥美夫婦の子育てのモットーは、

- 1、子どもの悩みは親が解決するんじゃなく子ども自身で解決させる。
- 2、18歳になったら家から出し自立させる
- 3、子どもとはつかず、はなれずの関係を保つ

この3つを挙げられ、これから子育てをする方には大変参考になるお話でした。

分科会では、私は、第8分科会に参加しました。京都府発～市民ぐるみの人づくり～のテーマで「大人による、子どもが健やかに育つ環境づくり、大人みんなで考える子どもための環境づくり」についての分科会でした。「子どもたちのために、今、大人として何ができますか?」という問いかけのもと、子どもたちの健やかな成長には、仕事と家庭生活の両立など、父親・母親の役割の枠を超えて、家庭・地域・企業など様々な方々が世代を超えて共に支えあう社会を築くことが必要であると実感しました。

またこの分科会では、スポーツコメンテーターの奥野史子さんによる基調提案があり、「人生は1回しかない。いま出来ることをやっていく。」「子育てにおいても、環境づくりが大事。本人が目覚めたときに応援してあげる。支えてあげる。そっと見守る。そんな両親・地域とのネットワークがあり、周りの協力を得ながら子育てをすることができた。」

「応援してくれた地域の方にはきちんとありがとうと誠意を示すことが大切だ。その姿を見ている子どもたちからも信頼される親になろう。」とご自身の体験談から学んだことを提案していました。そして最後に、「世界の宝である子どもを世界で育て、地域で育て、みんなで育てる」ことが大切だと述べ、「人づくりとは子どもだけでなく、大人づくりも大事である。赤信号でも弱者が知らないで渡るかもしれない。そのときに止まれる運転者になれるように大人自身も育たないといけません。」と締めくくった。そのあと「人づくり21世紀委員会」からのパネルディスカッションで全日程が終了しました。

今回の会議には、延べ3200名余の参加者があり、男女共同参画社会は、次世代の人達に、先輩達が楽しく生きる姿を見せることが大事なのではないかということ学ばせてもらった。このような会議に参加する機会を与えてくださったことを関係者の皆様に感謝し、報告いたします。



西原町男女共同参画推進条例制定への第一歩! ご意見をお聞かせ下さい!

西原町では「西原町男女共同参画推進条例」の制定に向け、考え方の指針となる要綱案を作成し、さわふじ懇話会へ諮問しました。同時に町民の皆様にも広くお示しし、ご意見を賜りたいと思います。以下の要綱案について、ご意見・ご感想などございましたら、下記までお気軽にお寄せください。

<ご意見、ご感想のあて先>

〒903-0220 西原町字嘉手苅 112番地 西原町役場総務部企画財政課男女共同参画係
電話 945-5340 fax 835-8166 e-mail kouhou@town.nishihara.okinawa.jp

西原町男女共同参画推進条例要綱案

第1 前 文

私たちのまち西原町は、平和を願い、自然と歴史文化を大切に、「文教のまち」として、また近隣都市への交流地域として発展してきました。私たちはここに生きるすべてのひと(女)とひと(男)がともに支えあい、心豊かにいきいきと暮らせるまちの実現を願っています。

日本国憲法にうたわれる個人の尊重と男女平等の理念に基づき、西原町においても、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行い、県内の町村に先駆け平成6年に男女共同参画計画～さわふじプラン～を策定し、また平成14年には町内の全小中学校に男女混合名簿を導入し、子どものころから性別の区別なく男女が仲良く生活できるまちを目指し取り組んできました。

しかしながら、昔ながらの慣習による家庭や地域職場における性別による固定的な役割分担があり、就労やキャリアプランにおける女性への偏見、さらに男女間におけるあらゆる暴力の存在など、私たちが基本理念に掲げた男女共同参画社会の実現に向けては、まださまざまな課題が残されています。

ここに、私たち町民一人ひとりがその責務を担いながら、互いの生き方を尊重しあえるまちをつくり、次世代の子どもたちにつなげるため、町、町民、事業者、教育関係者、各種団体が一体となって、真の男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定するものとする。

第2 目 的

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、心豊かに生き活きと、ひと(女)とひと(男)とが支えあう、活力に満ちた西原町の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とするものとする。

第3 定 義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する人をいう。
- (4) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (5) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、町内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。

- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的ないやがらせを行い、それに対する対応によって、仕事や社会生活をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を害することをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、パートナー又は恋人からの暴力及び女性、子ども、高齢者、障がい者等、家庭内弱者への継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待をいう。
- (9) パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉であり、会社などで職権などの権力差を背景にし、本来の業務の範ちゅうを超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為をいう。
- (10) モラルハラスメント 言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、身体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い 込んだり、職場の雰囲気を悪化させることをいう。

第4 基本理念

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないものとする。

- (1) 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が実現されるよう配慮されること。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (5) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

第5 町の責務

- 1 町は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を実施する責務を有するものとする。
- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県、町民、教育関係者、事業者及び各種団体と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならないものとする。
- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

第6 町民の責務

町民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

第7 事業者の責務

事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

第8 教育関係者の責務

教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、教育を行うよう努めなければならないものとする。

第9 各種団体の責務

各種団体は、その活動において、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保し、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

第10 性別による人権侵害の禁止

何人も社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワーハラスメント、モラルハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならないものとする。

第11 公衆に表示する情報に関する配慮

何人も公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならないものとする。

第12 男女共同参画

- 1 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定するものとする。
- 2 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、西原町さわふじ懇話会(西原町さわふじ懇話会規則(平成17年西原町規則第2号)により設置された附属機関をいう。以下同じ。)の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用するものとする。

第13 施策の策定等に当たっての配慮及び積極的改善措置

町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮する。また、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

第14 情報の提供及び理解を深めるための措置

- 1 町は、男女共同参画の推進について、町民、事業者、教育関係者及び各種団体の理解を深めるため、あらゆる分野において、適切な情報の提供、広報、啓発活動を講ずるものとする。
- 2 町は、学校教育、社会教育等において、情報に対する認識を深め、人権尊重、男女共同参画社会の実現を図るよう講ずるものとする。

第15 実施状況等の公表

町長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

第16 調査研究

町は、男女共同参画社会の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

第17 苦情の申出

- 1 町民、事業者、教育関係者及び各種団体は、町が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策又は男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、書面により、町長に申し出ることができるものとする。
- 2 町長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて西原町さわふじ懇話会の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

第18 男女共同参画月間

- 1 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画月間を設けるものとする。
- 2 前項の男女共同参画月間は、毎年6月とするものとする。

第19 審議会等における委員の構成

町の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならないものとする。

第20 町民、事業者及び各種団体の活動への支援

町は、町民、事業者及び各種団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第21 委 任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

女団協だより

女団協ってなに?

「女団協」とは、正式名称を「西原町女性団体連絡協議会」といい、町内の各種女性団体が連絡を密にし、相互の親睦を図り、関係機関団体と密接な連携を保つとともに、女性の地位向上を豊かで明るい平和な社会づくりに寄与することを目的としております。

1、定例役員会 2、議会傍聴 3、要請行動
4、会員・役員研修 5、リーダー研修
6、男女共同参画講演会
【設立年月日】平成6年6月14日

更生保護女性会／商工会女性部／
JAおきなわ西原支店女性部
赤十字奉仕団／女性の翼の会
婦人連合会／町職員労働組合女性部
生活研究会／保育連絡協議会(休会中)
母子寡婦福祉会(休会中)

(平成22年度総会現在)(順不同)

会 長／川満ヤス子(商工会女性部)
副会長／安里 邦子(JAおきなわ西原支店女性部)
／内藤 貞代(生活研究会)
事務局長／崎山 弘子(商工会女性部)
理 事／城間 富子(赤十字奉仕団)
理 事／與那嶺絹子(女性の翼の会)
理 事／長崎 信子(婦人連合会)
理 事／宮里 澄子(町職員労働組合女性部)
理 事／仲里 恵子(更生保護女性会)
幹 事／与那嶺キヨ(JAおきなわ西原支店女性部)
幹 事／浦崎 成子(更生保護女性会)

平成二十一年度役員

平成22年6月1日 女団協総会

平成22年7月7日 役員研修会

北谷町とのたなばた交流会

配偶者や恋人からの暴力は犯罪です！ DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談窓口

沖縄女性相談所 月～金8:30～17:00 土日祝10:00～17:00 年末年始休み ※一時保護可能	☎(098) 854-1172 ☎(098) 854-1173(夜間)
沖縄県女性総合センター ていえる相談室 火～土10:00～17:00 日月年末年始休み	☎(098) 868-4010
沖縄県警察安全相談 24時間受付 年中無休	☎(098) 863-9110
那覇女性センター ダイアルうない 月～土9:00～17:00 日・祝・年末年始休み	☎(098) 861-7515

緊急時、身の危険を感じたら! 110番へ